

第3章 市民が活躍できる地域と仕組みの構築

第1節 市民参画と協働の推進

現状

市民の参画による開かれた市政の推進のため、町内会と共にまちづくり懇談会などを開催しているほか、パブリックコメントを実施するなど、誰もが発言できる機会をつくり、広く市民の声を聞き、行政運営に反映しています。

- [近年の取組成果]
- まちづくり懇談会（全体・地区別）の実施
 - パブリックコメントの実施

施策方針

市民と行政がまちづくりへの思いや情報を共有し、一体となってまちづくりを進めることが理想であり、そのためにも、行政は市民へ積極的に情報提供を行い、市民と行政が協働しながら、「住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思われるまちづくりを推進します。

主要施策

（1）協働のまちづくりの推進

行政主導ではなく、市民の誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、協働の体制づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援します。

（2）市民参画の機会の拡充

市民のニーズに応じたまちづくりには、市民の生の声を聞くことが大切であることから、町内会と共にまちづくり懇談などを開催し、だれもが発信できる機会をつくるなどして、広く市民の声を行政運営に反映させます。

また、広報紙やホームページを活用して情報提供を行い、市民が一層参画できるよう広報・広聴活動の充実に努めます。

（3）情報公開の推進

個人情報の保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図りながら、公正で開かれた市政をめざします。

目標指標

実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
全体まちづくり懇談会（回）								
1	1	1	1	1	1	1	1	1
地区別まちづくり懇談会（回）								
	1	1	1	1	1	1	1	1

第2節 コミュニティ活動の促進

現状

市民・事業者・各種団体の自主的な活動をさらに広げることをめざし、平成25年度に創設した「洲本市つながり基金助成事業」を通して、町内会を中心とする地域団体の自主的な活動を支援しています。

「洲本市つながり基金助成事業」では、「人のつながり交流支援事業」、「安全・安心つながり支援事業」、「地域のつながり拠点施設支援事業」、「伝統のつながり支援事業」、「つながり豊かなコミュニティ支援事業」の5つのメニューから交流イベント、防災減災事業、集会施設の改修、だんじり等の改修など、さまざまな方面から地域団体を支援しています。

[近年の取組成果]

○連合町内会視察

○つながり基金助成事業

施策方針

町内会やNPO法人、ボランティア団体などが参画するコミュニティ活動を支援し、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、町内会活動や地域の団体のつながりを大切にした自主的な活動により、まちの魅力を高める地域づくりを推進します。

主要施策

(1) コミュニティ活動の推進

町内会やNPO法人、ボランティア団体などのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダーの育成などを総合的に支援する仕組みをつくります。

(2) コミュニティ活動の拠点づくり

つながり基金助成事業制度を通じて、コミュニティ施設の整備や地域の防災、伝統芸能保存、景観形成などのコミュニティ活動の拠点づくりを支援します。

目標指標

実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
連合町内会視察（回）								
1	1	1	1	1	1	1	1	1
つながり基金助成事業採択件数（件）								

29	20	25	25	25	25	25		25
----	----	----	----	----	----	----	--	----

第3節 国内外との地域間交流の促進

現状

本市は国内に2ヶ所、国外に3ヶ所の姉妹都市を擁しています。

国内の姉妹都市では、もとの北海道の静内町、徳島県の脇町でしたが、町村合併によりそれぞれ新ひだか町、美馬市へと変遷しました。当然ながら、本市自身も合併により新しい洲本市となりましたが、国際交流、国内交流のいずれにおいても、これまで通りの良好な姉妹都市の関係を継続しています。

国際交流においては、アメリカ合衆国のハワイ郡、同じくオハイオ州ヴァンワート市とは、ほぼ定期的な交流が確立されてきました。毎年、関係団体とともに市内の学生を中心とした相互訪問を支援し、青少年の国際感覚を醸成する事業を実施しています。

一方、国内交流では青少年のスポーツ交流や、商工団体を媒体とした物産展などの開催を通じた経済交流も積極的に実施してきました。

他にも、姉妹都市関係ではありませんが、北海道の函館市や対岸の大坂府岬町などとも、交流や相互に関連する事業での連携や支援を深めてきたところです。

[近年の取組成果] ○ゴロヴニン事件解決200周年記念事業

○新庁舎6階展望ロビーに姉妹都市紹介パネルの設置

施策方針

国際交流では、市民が姉妹都市の歴史や文化、習慣などを相互に正しくグローバルな視点で理解し合うことが肝要です。このため、関係団体とともに青少年を中心とした相互訪問を実施します。

国内交流では、幅広い年齢層を含めて、それぞれの姉妹都市の歴史や文化、また、そこに暮らす人たちとのつながりを紹介し、市民レベルでの活動を推進するとともに、交流の絆を深めます。

さらに、姉妹都市間の青少年の交流を通じて、将来の交流の基盤づくりに努めます。

併せて、本市を積極的にアピールするためにさまざまなツールを活用した情報発信に努めます。

主要施策

(1) 国際交流事業の推進

時代を担う青少年が広い視野と豊かな国際感覚を養うため、国外の姉妹都市間における相互訪問を継続的に実施します。特に、姉妹都市相互の歴史や文化、習慣などを正しく理解する必要があることから、関係団体とともにホームステイによる交流の充実や、文化活動に視点を据えた事業を推進します。

また、ロシア連邦のクロンシュタット区とも定期的な交流が果たせるよう連携を深めます。

(2) 国内地域間の交流

青少年はもちろんのこと、幅広い年代の市民各層での相互訪問を支援します。文化・スポーツでの交流を充実させるとともに、商工団体などによる物産展などの定期的な開催を通じて、

経済交流を推進します。祭りや特別な機会での交流、記念行事等の企画も行います。

姉妹都市以外でも、函館市や大阪府岬町などとも、関係分野で連携を深めながら、相互理解を推進します。

(3) 情報発信の充実

国際・国内姉妹都市や、その他関係都市との交流を図り、広報やHP等で紹介します。

目標指標								
実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
姉妹都市関係交流事業開催数（回）								
4	2	2	2	2	2	2	2	2

第4節 人権尊重社会の形成

現状

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利であり、市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において、相手の立場に立って、相手のことを考えた態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進してきました。これまでの人権尊重の社会づくりをめざした取組により、一定の成果は得られたものの、差別意識の潜在化傾向がみられる課題や新たな人権課題も生じてきています。平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の3つの法律が施行されました。これらはいずれも、不当な差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざしたものです。法律の主旨を踏まえ、さまざまな人権に関わる課題の解決に向けての取組が必要となっています。

[近年の取組成果]

- 洲本市民人権講座の実施
- 人権を考える集いの開催
- 人権作文・標語の募集及び優秀作品の表彰
- 人権週間における街頭啓発

施策方針

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるように人権教育や啓発を推進します。

また、人権課題の解決や人権侵害の発生防止に取り組むとともに、関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化を図ります。また、洲本市人権教育研究協議会と共に開催してきた洲本市民人権講座をはじめ、人権週間における街頭啓発、人権を考える集いの充実を図ります。また、淡路地区人権教育研究協議会をはじめ国、県などの広域的な交流も促進し、市民の人権尊重への理解を深める取組を推進します。

主要施策

(1) 人権教育や啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において態度や行動をとることができるように、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進します。

また、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人、同和問題（部落差別）等の人権課題の解決や人権侵害事案の発生防止に取り組みます。

(2) 関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化

人権課題の解決に向け、関係機関、各種団体、小・中学校との強化を図るとともに、人権相談の在り方について検討します。

目標指標								
実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
洲本市民人権講座開催回数（回）								
4	4	4	4	4	4	4	4	4

[関連個別計画]

○洲本市人権推進方針

第5節 男女共同参画社会の形成

現状

平成24年度からの5ヶ年計画に基づき、女性も男性もお互いを尊重し認め合いながら、ジェンダー（社会的・文化的な性差）にとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきた結果、成果は現れつつあります。

しかし、社会情勢の変化、人々の生活様式や意見、価値観の多様化に対応しながら、さらなる取組を展開していくことが必要です。特に平成27年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されるなど、社会全体で女性活躍の推進に向けた動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現には、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。社会情勢の変化や本市の男女共同参画に関する現状を鑑み、これまでの計画内容を見直し、「第3次男女共同参画プラン」（計画期間は2022年度まで）を策定しました。今後は、新たなプランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現をめざします。

[近年の取組成果]

- 女性のいる審議会 25.9%
- 女性管理職 6.0%
- 子育て支援、安心して相談できる場や機会の提供
- ノー残業デー実施（毎週水曜日）

施策方針

男女がともに個の特性を尊重した正しい平等意識を醸造し、多様な価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。

男女がともにあらゆる分野での責任を担い、主体的に関わり参加・参画することができる社会の実現をめざします。

男女がともに、社会を担う主体的な構成員であることを自覚し、家庭づくり・地域社会づくりに積極的に関わるために、自ら多様な選択ができる社会の実現をめざします。

男女がともに世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現をめざします。

主要施策

(1) それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり

自治会運営などの地域社会における男女共同参画を推進します。

地域防災・減災及び災害復旧・復興施策に係る男女共同参画の視点での対応を推進します。

(2) 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

乳幼児保育、学校教育、生涯学習における人権・男女共同参画の学習を推進します。

男女平等意識の浸透とこれまでの社会的慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、十分に配慮された学習環境の整備に努めます。

(3) 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

配偶者などからの暴力（DV）対策や女性に対するあらゆる暴力などの根絶に向け、広報などによる意識啓発の取組と相談窓口の充実、関係機関との連携による被害者の安全確保、自立に向けての支援などの強化を図ります。

子育て・介護支援の充実と高齢者・障害のある人の生活の安定と自立支援を促進します。

生涯を通じた女性の健康保持の支援、健診や医療の充実による健康づくりを促進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの確立

仕事と家庭生活の両立を支援し推進するため、労働条件の整備や男性の家事、育児、介護などへの参画についての意識啓発に努め、子育て・介護サービスの充実を図ります。

(5) 女性の活躍促進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、その能力を十分に発揮できるよう職場や家庭、地域などあらゆる場面において女性の活躍を推進していく必要があります。「女性活躍推進法」を踏まえながら、女性従業者の育成とチャレンジに対する支援に取り組みます。また、市審議会や各種団体への女性の積極的な登用、行政における女性管理職への登用を働きかけるなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

目標指標								
実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
女性のための働き方セミナー開催回数（回）								
1	1	2	2	2	2	2		2

[関連個別計画]

○第3次洲本市男女共同参画プラン

第6節 時代に対応した行財政運営の推進

現状

本市では、行財政改革の基本的な取組方針を掲げる「洲本市行財政改革大綱」、及びその実施計画となる「洲本市集中改革プラン」を平成19年2月に策定しました。また、平成20年9月には、平成20年度から29年度の10ヶ年について、「洲本市行財政改革大綱」「洲本市集中改革プラン」の成果を受け、中長期的な財政運営指針を示した「財政運営方針」を策定しました。

また、市町合併から10年の節目を迎えた平成26年度において、改めて本市を取り巻く行財政環境を踏まえつつ、「財政運営方針」に沿った具体的な行財政改革推進方策を提示するため、「サマーレビュー2014」を実施し、「基本方針」を定めたところです。

一方、平成29年度には、新地方公会計制度に準拠した会計処理を取り入れ、「現金主義による会計処理の補完」、「公社・3セクとの連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握」、「コスト分析と政策評価への活用」、「資産・債務改革への対応」を進めています。

さらに、国からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」とする通知に呼応し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する」など4つの方針を掲げた「洲本市公共施設等総合管理計画」を定め、平成30年度を目途に、掲げた4つの方針（方向性）を具体化する施設毎の施設管理計画を策定しているところです。

そして、市有財産の適正な管理、運用を行うため、平成28年12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今後、人口減少と少子高齢化が進む中、現存の公共施設等の更新のほか、統廃合・転用等による適正配置、また、未利用地や未利用施設の活用、処分の検討が必要となります。

平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「第二次定員適正化計画」では、平成17年4月1日比で103人を削減する目標でしたが、結果的には、114人削減の480人となりました。

人口減少、少子高齢化のほか、情報技術のさらなる進展により、市民の行政ニーズが大きく変化することが予想される中、さらなる機構改革、職員の定員適正化の検討が必要となります。

[近年の取組成果]

- 「財政運営方針」で定めている歳入確保対策として、①市税等の収納対策の強化、②未利用市有地の売却の推進、③受益者負担の適正化、④新たな財源確保対策の検討の4つの施策により、平成28年度末までに7億800万円（目標額5億7,600万円）を確保
- 歳出削減対策として、①人件費の抑制、②内部管理経費の削減、③事務事業の見直し、④投資的事業の見直し、⑤公営企業の経営健全化、⑥市債の発行抑制の6つの施策により、53億1,100万円（目標額52億100万円）を確保
- 「洲本市公共施設等総合管理計画」の策定

施策方針

「サマーレビュー2014」を踏まえつつ、「公共施設総合管理計画」や新公会計制度による財務諸表を活用し、行財政の健全化を推進し、持続可能な行財政構造を確立し、時代の要請に応える施策を展開するとともに、市民が安心してこころ豊かに生活できる市政運営を実現します。

また、多様化・高度化する市民の行政ニーズに的確に応えていくため、自立した行政の実現を視野に、行政経営力のより一層の向上をめざします。

主要施策

(1) 健全な財政運営の推進

①安全で安心な暮らしの実現

中長期にわたる市の行財政基盤を確かなものにすることにより、南海トラフ巨大地震や風水害等への備え、地域社会全体で暮らしを支える仕組みの構築、市民が安心して暮らせる持続可能な行政サービスの提供を維持します。

②選択と集中の推進

市民ニーズや市を取り巻く環境変化への的確な対応、効率的な市政運営、個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化等の視点に基づき、すべての施策を点検するとともに、優先度を見極めながら、市民ニーズを踏まえた施策への重点化を図ります。

③市の将来を見据えた運営体制の構築

避けることができない高齢化や一部地域の急激な過疎化の進展、若者定住促進施策等の実施によっても歯止めがかからない人口減少などの情勢を踏まえ、改めて今後の市政運営体制の検討を進め、以下、財政運営目標を掲げ、改革の着実な推進により、持続可能な行財政構造の確立をめざします。

[財政運営の目標] ①歳出、歳入の均衡を維持 ②経常収支比率を95%以内に抑制
③実質公債費比率を10%未満に圧縮 ④公共施設を20%削減

公会計制度や「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、既存の公共施設等、公有財産の利活用、処分を行います。

市民サービスの向上と業務の効率化が期待できる事務・事業については、指定管理や業務委託を推進し、人件費の削減を図ります。

(2) 効率的な行政運営の推進

民間活力の導入や限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を活かした職員の育成と行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進めます。

将来的に予測されている人口減少、急激な高齢化の影響を受ける本市特有の行政課題や行政ニーズの変化に、迅速、的確に対応するため、職員の適材適所な配置や組織運営の効率化を進めるとともに、職場内外の研修などにより、職員の資質向上や能力開発に努めます。

(3) 新たな広域的課題への取組

従来の広域行政体制に加え、洲本市が中心市宣言を行っている「定住自立圏構想」を全島的

に推進することで、中心市においては、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市と連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ります。

目標指標								
実績	実績見込	目 標						
		前期（5ヶ年）					後期（最終年）	
H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)		(2027)
経常収支比率（95%以下の堅持）（%）								
93.6	93.6	95	95	95	95	95		—
実質公債費比率（10%以下に）（%）								
13.8	13.8	10	10	10	10	10		—
公共施設の削減（2045 年までに△20%）（%）								
—	—	△2	△4	△6	△8	△10		—